

技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する指針

第1 技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する基本的な方向

事業者にとっての競争力の源泉となる技術等情報（技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方法その他の事業活動に有用な情報をいう。以下同じ。）が、サイバー攻撃や人を介して事業者の外に流出するような事態が散見される中で、こうした事態の発生は、当該事業者の競争力そのものを損なうことのみならず、当該事業者に対する外部からの信用を毀損し、共同研究等オープンノベーションに取り組む際の課題の一つとなっている。

そのため、技術等情報の適切な管理が我が国の産業競争力の維持及び強化の点から重要であることや、様々なデータの流通が国内外で本格化する中でそのセキュリティを確保することが求められること等を踏まえ、事業者は、自らの有する経営資源や置かれている経営環境等に鑑み、確実に守るべき技術等情報を見極めた上で、産業競争力強化法（以下「法」という。）第二条第二十三項に規定する技術等情報漏えい防止措置の実施、政府全体で推進するデータの適切な保護及び流通の仕組みに合わせた対策等を実施していくことが重要である。特に、事業者が、自らが実施する技術等情報漏えい防止措置が同条第二十四項第一号の技術等情報の漏えいを防止するために必要なものとして技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方法その他の事業活動に有用な情報の漏えいを防

止するために必要な措置に関する基準（平成三十年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第三号。以下「技術等情報漏えい防止措置基準」という。）に適合している旨の認証を、法第六十八条第一項の規定に基づく認定を受けた者（以下「認定技術等情報漏えい防止措置認証機関」という。）から取得しようとする場合には、必要に応じて当該認定技術等情報漏えい防止措置認証機関からの指導及び助言も受けつつ、確実に守るべき技術等情報を見極めることが重要である。

こうした状況も踏まえ、主務省は、政府全体で推進するデータの適切な保護や流通の仕組みの検討等に即して、技術等情報漏えい防止措置基準の見直しを適切に実施するとともに、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の適切な管理及びこの指針の第2に定める事項に沿って施策を実施すること等を通じて、事業者における技術等情報漏えい防止措置の実施を促進するものとする。

第2 技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する施策に関する基本的な事項

1 主務省は、事業者における技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する理解を深めるための情報として、この指針、技術等情報漏えい防止措置基準、法第六十八条第五項の規定に基づく認定技術等情報漏えい防止措置認証機関に関する公表事項等の必要な情報について、インターネット等を通じて周知を図るものとする。

2 主務省は、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関又は法第二条第二十三項に規定する技術等情報漏えい防止措置を実施する事業者からの要請も踏まえつつ、技術等情報漏えい防止措置に関するパンフレットの作成及び配布、技術等情報漏えい防止措置に係る説明会の開催その他技術等情報漏えい防止措置の適切な実施に関し必要な知識及び能力の向上を図るために必要な施策を適切に実施するものとする。また、技術等情報漏えい防止措置に関する自己チェックリストの作成及び配布等その他技術等情報漏えい防止措置を実施しようとする事業者が技術等情報漏えい防止措置を適切に実施しているかどうかを自ら確認するために必要な施策を適切に実施するものとする。

3 主務省は、この指針の第2の1及び2の実施に当たり、密接に連携するとともに、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関等の適切な関係者と協力するものとする。

4 経済産業省は、他の主務省とも連携し、この指針の第3の認定の基準の適確な運用等を図るために関係者からの意見を聴くよう努めるとともに、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の相互における技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施に係る連絡を円滑にするための定期的な連絡会の開催等を通じて、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関における技術等情報漏えい防止措置認証業務に係る知識及び能力の向上を図るものとする。

第3 技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施の方法について法第六十八条第一項の認定の基準となるべき事項

1 技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施の方法を適確かつ円滑に実施することができる技術的能力として、主務大臣が別に定める技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施の方法に従って自らの責任で実施するための体制を有し、当該体制について内部規程や契約等の文書により法的な関係の位置付けが整理され、その役割及び責任の所在が明確に確認ができること。

2 技術等情報漏えい防止措置認証業務を適正に、かつ、確実に実施することができる経理的基礎を有すること。

3 法第二条第二十四項第一号に掲げる業務から生じるリスクに対して、保険、準備金等により備える対応をしていること。

第4 中小企業者の技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関し配慮すべき事項

1 経済産業省は、関係省庁と連携し、中小企業者の技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関して、次に掲げる事項を実施するものとする。

一 技術等情報漏えい防止措置が技術等情報漏えい防止措置基準に適合している旨の認証を取得することが、技術等情報の適切な管理に係る信用力の確保等、中小企業者の事業の維持及び拡大に

意義を有することについて、周知に努めること。

二 認定技術等情報漏えい防止措置認証機関及び独立行政法人中小企業基盤整備機構等の支援機関（以下この指針の第4の1の三において「認定技術等情報漏えい防止措置認証機関等」という。）と連携し、中小企業者の立場に立って、資金や人員をはじめとする中小企業者の経営資源の状況等にも配慮しながら、中小企業者における技術等情報漏えい防止措置の理解の促進並びに知識及び能力の向上に資するよう努めること。

三 認定技術等情報漏えい防止措置認証機関等と連携し、中小企業者における技術等情報漏えい防止措置に係る認証の取得状況や認証を取得した中小企業者の事業拡大の事例等に関する情報を収集、整理、分析し、その結果を認定技術等情報漏えい防止措置認証機関等に提供すること。

四 この指針の第4の1の三の調査の結果等も踏まえつつ、必要に応じて、既存の施策との効果的な連携を含む中小企業者における認定技術等情報漏えい防止措置認証機関による認証の取得を促すための方策を検討すること。

2 認定技術等情報漏えい防止措置認証機関は、中小企業者の技術等情報漏えい防止措置の実施を促進するため、次に掲げる事項を踏まえて、技術等情報漏えい防止措置認証業務を実施するものとする。

一 法第二条第二十四項第二号に掲げる業務として、確実に守るべき技術等情報の見極めや技術等

情報漏えい防止措置に係る認証の取得のために必要となる事項についての指導及び助言を実施する場合には、中小企業者において過度なコストがかからないよう中小企業者の実情を適切に踏まえること。特に、技術等情報漏えい防止措置に初めて取り組む中小企業者に対しては、技術等情報漏えい防止措置基準のうちの必要最低限の措置の部分（技術等情報漏えい防止措置基準のⅠの第一から第三まで及び第四から第六までの柱書き、Ⅱの柱書き並びに技術等情報の態様に応じてⅢ、Ⅳ及びⅤの柱書きの部分をいう。）を明確に示すこと等により、中小企業者において過度なコストのかからない対策が何かを具体的に説明するよう努めること。

二 法第二条第二十四項第二号に掲げる業務として、確実に守るべき技術等情報の見極め等についての指導及び助言を実施する場合には、必要に応じて、独立行政法人中小企業基盤整備機構に対して、当該業務の対象となる中小企業者を取り巻く事業環境等の必要な情報（独立行政法人中小企業基盤整備機構の提供できる範囲の情報であって、当該範囲について独立行政法人中小企業基盤整備機構との間で合意を得たものに限る。）の提供を求めること。

三 主務省からの要請に応じて、中小企業者に係る技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施の状況を主務省に対して報告すること。

3 技術等情報漏えい防止措置を実施し、又は実施しようとする中小企業者以外の者が、当該中小企業者との間で取引等をするに当たっては、以下の事項について配慮して事業をするよう努めるもの

とする。

一 取引等をするに当たって、当該中小企業者における技術等情報の管理の状況についての確認を実施する場合には、可能な限り、当該中小企業者の技術等情報漏えい防止措置に係る認証の取得の状況を勘案すること。

二 当該中小企業者以外の者の資金や人員をはじめとする経営資源が、当該中小企業者に比べて大きく上回っている場合には、この指針の第2の1若しくは第4の1の一に基づく周知事項又はこの指針の第2の2のパンフレット若しくは説明会の紹介等を通じて当該中小企業者における技術等情報漏えい防止措置の実施を促すこと。

三 取引等をするに当たっては、その取引等の重要性に照らして適切な範囲で、当該中小企業者に対して、技術等情報漏えい防止措置の実施を促すこと。